

【伊賀市会計年度任用職員（生涯学習センター窓口業務員）募集要項】

【募集職種・採用予定人数】

生涯学習センター窓口業務員 1人

【主な職務内容】

- ① 生涯学習センター貸館受付及び使用料等の徴収業務
- ② 生涯学習センター利用者の駐車場使用に関する減免業務
- ③ 生涯学習センター利用者への施設管理、備品の貸出し等に関する業務
- ④ 生涯学習センターの開錠及び施錠業務
- ⑤ 生涯学習課からの指示による業務

【勤務条件】

◆勤務時間

1日7時間 週4日勤務（土曜・日曜日、祝日に関係なく、4人のローテーションで勤務）
シフト制（2交代）午前 8時30分から午後 4時30分まで（7～9日／1か月）
午後 2時00分から午後10時00分まで（7～9日／1か月）
※貸館の使用状況により勤務時間を短縮する場合があります。
（休館日）12月29日～1月3日

◆報酬

時間給 1,175円

※民間給与の動向に応じ改定される国家公務員給与等に準拠して改定を行うことがあります。

※任用期間が6月以上、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の場合に、勤務実績に応じて期末手当・勤勉手当を支給します。

※通勤手当相当額は通勤距離等に応じて支給します。その他時間外手当、休日勤務手当、特殊勤務手当相当額を常勤職員に準じて支給します。

◆任用期間

令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

（任用後1か月間は条件付き採用期間です。）

※任期満了後、次年度以降も同じ職務内容の職に再度任用する場合があります。

◆年次有給休暇

7日以内

◆社会保険など

共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより、それぞれ加入します。（勤務日数や勤務時間によっては、加入しない場合があります。）

【勤務地】

伊賀市生涯学習センター（伊賀市上野丸之内 500 番地）教育委員会事務局生涯学習課

【必要資格等】

パソコン操作ができること。（ワード・エクセル入力、メール送受信）

【欠格事由】

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 伊賀市から懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- (3) 人事委員会または公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた人
- (4) 日本国憲法施行の日以後、日本国憲法またはそのもとに成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

【試験日時、会場など】

日時 令和 7 年 6 月 2 5 日（水）午前 1 0 時 0 0 分～

会場 ハイトピア伊賀 5 階 学習室 1 A

【試験内容】

面接による選考試験

【提出書類】

◆提出書類

(1)令和 7 年度伊賀市会計年度職員採用選考申込書 1 通

(2)ハローワークを通じて申し込む場合は、ハローワーク紹介状 1 通

※申込書は生涯学習課にご連絡いただくか、市ホームページからダウンロードできます。

◆受付期間

令和 7 年 6 月 1 3 日（金）から令和 7 年 6 月 2 3 日（月）までの

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

【注意事項】

- (1) 郵送による申込書提出の場合、受付期間を過ぎて到着した分は一切受付できませんので、余裕を持ってお申込みください。郵便事情等による書類到着の遅延等についても一切の責任は負いません。
- (2) 提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合は、受付できないことがあります。受付できないときは申込者に連絡しますが、これにより受付期間内に受験手続が完了せず受験できないこととなつ

ても責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。

- (3) 受験に際して取得した個人情報、選考試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。なお、提出された書類は一切お返しいたしません。
- (4) 関係条例、規則等の改正が行われた場合は、それらの定めるところによります。

【その他】

- (1) 合格者は令和 7 年度の採用候補者名簿に登載され、必要に応じて順次採用決定します（名簿登載期間は通知の日から 3 ヶ月です。）。したがって、選考に合格しても採用されない場合があります。
- (2) 採用決定後でも、受験資格を満たさないことや申込書に虚偽の記載があること等が判明した場合は、採用されません。
- (3) 会計年度任用職員は、一般職地方公務員として地方公務員法における服務に関する各規定が適用されます。
- (4) 短時間勤務会計年度任用職員は地方公務員法第 38 条に規定する営利企業への従事等の制限（いわゆる副業の制限）が適用されませんが、職務の公正を確保する観点及び勤務時間の管理の必要性から、採用される場合で営利企業への従事等をされる方には届出書の提出を求めます。
- (5) 会計年度任用職員は、常勤の職員と同様に人事評価の対象となります。評価結果は、次年度における再度の任用の際の判断要素として活用します。

【申込先・問い合わせ先】

伊賀市教育委員会事務局生涯学習課

TEL : 0595-22-9679

伊賀市上野丸之内 500 番地（ハイトピア伊賀 5 階）